国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所開放型研究施設利用要領

（趣旨）

第１条　国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所（以下「研究所」という。）の職員以外の者が研究所の開放型研究施設を利用する際の手続き、義務等については、共同研究契約書その他により定めのあるものを除き、この要領による。

（定義）

第２条　開放型研究施設とは次の施設をいう。

（１）海外伝染病研究棟（玉城庁舎）

（２）隔離飼育実験棟（南勢庁舎）

（３）魚病診断研修施設実習室（南勢庁舎）

（４）海上生け簀（南勢庁舎）

（５）細胞工学実験棟（玉城庁舎）

（管理責任者）

第３条　開放型研究施設の管理責任者は、その施設を管轄する研究部長とする。

２　管理責任者は、開放型研究施設の利用状況及び利用申請状況を把握して、効率的に利用の調整を図るものとする。

（利用者の範囲）

第４条　開放型研究施設を利用できる者は次の各号に該当する者とする。

（１）研究所との研究交流を行おうとする試験研究機関の職員

（２）研究所において、講習、研修を受講する者

（３）前号に掲げるもののほか、国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者

（利用者の申請等）

第５条　開放型研究施設を利用しようとする者は、共同研究契約書その他により開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式１による利用申請書を所長に提出する。

２　所長は、その施設を管轄する運営委員会の議を経て、申請を承認する。

３　所長は、次のいずれかに該当すると認められたときは、その承認を取り消すことができる。

（１）利用の承認を受けた者が、この要領に違反した場合、その他開放型研究施設の運営に重大な支障を与えた場合

（２）やむを得ない理由により、開放型研究施設における研究等の継続が困難になった場合

（利用者の義務）
第６条　開放型研究施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、最大の注意をもって施設を利用するものとする。
２　利用者は、故意又は重大な過失により開放型研究施設の施設、設備、機械等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（費用の負担）
第７条　利用者は、利用に要する直接的な消耗品類の実費を負担するものとする。

（成果等の公表）
第８条　利用者は、開放型研究施設利用期間中に当所において得た研究成果を公表しようとするときは、予め所長に届けなければならない。
２　利用者は、開放型研究施設利用期間中に当所において得た未公開情報を公表してはいけない。

（終了時の報告）
第９条　利用者は、開放型研究施設の利用を終了したときは、施設を現状に復するとともに、共同研究契約書その他により別途、開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式２により利用終了報告書を所長に提出するものとする。

（利用に関する事務）
第１０条　開放型研究施設の利用に関する事務は、業務推進課が行う。

（その他）
第１１条　利用者は、研究所の職員に準じ服務規律を遵守し、所長の指示に従わなければならない。

付則
この要領は、平成２３年４年１日から実施する。
平成２５年４月１日一部改正
平成２７年４月１日一部改正
平成２８年４月１日一部改正

様式１

増養殖研究所開放型研究施設利用申請書

平成　　年　　月　　日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所長　　殿

申請者機関名
利用代表者名　　印

増養殖研究所開放型研究施設利用要領第５条に基づく利用を申請いたします。

１．利用者所属
　利用者氏名

２．利用希望開放型研究施設名

３．利用希望期間
　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

４．利用の目的

５．開放型研究施設に持ち込みを希望する機器等

６．利用代表者の連絡先
　１）住所
　２）電話番号
　３）FAX 番号
　４）電子メールアドレス

付記
各実験棟・施設の運営要領に定められた使用計画書を添付すること。
各実験棟・施設の運営要領については、業務推進課に問い合わせること。

様式２

増養殖研究所開放型研究施設利用終了報告書

平成　　年　　月　　日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所長　　殿

利用者所属機関名
利用代表者氏名　　印

下記のとおり増養殖研究所の開放型研究施設の利用を終了したので、開放型研究施設利用要領第９条に基づき報告します。

１．利用期間
　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

２．利用の目的

３．結果の概要

別紙様式

増養殖研究所開放型研究施設利用申請回答書

平成　　年　　月　　日

申請者機関名
利用代表者　　殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所長

貴殿より申請のあった増養殖研究所開放型研究施設の利用申請について、承認（する・しない）。

１．利用者機関
　　利用者氏名

２．利用希望開放型研究施設名

３．利用期間
　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

４．承認しない場合の理由
　（１）利用目的が当該開放型研究施設に合致していない
　（２）利用目的が不明確
　（３）当該開放型研究施設を他に使用中
　（４）その他（　　）